

生食発 0529 第 2 号  
令和 2 年 5 月 29 日

各 検 疫 所 長 殿

大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
(公 印 省 略)

食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める  
国若しくは地域又は施設について

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項については、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和元年政令第 121 号）により、令和 2 年 6 月 1 日から施行されることとされた。

今般、改正法の施行に伴い、食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設（令和 2 年厚生労働省告示第 226 号。以下「告示」という。）が本年 5 月 29 日付けで告示された。その趣旨、主な内容及び留意すべき事項は下記のとおりであるので、関係者に対する周知徹底をはじめ、その運用に遺漏なきよう取り計らわれるようお願いする。

記

第 1 趣旨及び主な内容

改正法の施行に伴い、我が国において、H A C C P に沿った衛生管理が制度化され、日本国内で獣畜及び家きんの肉及び臓器（以下「食肉等」という。）がコーデックス委員会のガイドラインに基づく H A C C P の 7 原則を要件とする衛生管理の措置を求められることとなった。

輸入される食肉等については、国内規制との同等性の観点から、法第 11 条第 1 項及び食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和元年厚生労働省令第 68 号。）による改正後の食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。）第 11 条の 2 第 1 項の規定

に基づき、輸出国において同じレベルの衛生管理が行われていることを輸入要件としたところである。

これを踏まえ、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための措置（以下「HACCPに基づく衛生管理」という。）が講じられていることが確実であるものとして厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設（令和2年厚生労働省告示第226号。）を告示したこと。

## 第2 施行日

法第11条第1項の規定については、令和2年6月1日から施行されるものであること。

## 第3 適用期日等

法第11条第1項の規定については、改正法附則第2条により、実際に適用されるのは令和3年6月1日であること。なお、この場合において、食肉等を販売の用に供するために輸入する者は、告示された国等において製造し、又は加工された食肉等を輸入するよう努めなければならないとされていること。

## 第4 運用上留意すべき事項

- (1) 告示に示されていない国等について、HACCPに基づく衛生管理が講じられていることが確実であることが確認された場合には、今後、当該国等を告示に追加する予定であること。
- (2) 法第10条第2項の規定により輸出国の政府機関によって発行される証明書については、今回の施行に伴う記載事項の変更はないこと。
- (3) BSE発生国又は発生地域から輸入される牛、めん羊又は山羊の肉及び臓器については、食品健康影響評価の結果に基づき、安全性が確保されていると認められる国又は地域として別途取扱いを定めたものを除き、引き続き輸入は認められないこと。